

かすがい市民活動情報サイト情報発信会員の登録について（ご案内）

1 登録できる団体

（別紙1）参照

2 必要な書類

(1) かすがい市民活動情報サイト登録申請書

市民活動支援センターのホームページ(下記のアドレス)から取り出してください。

<http://www.city.kasugai.lg.jp/sankaku/shiminkyoudou/5447/riyouannai.html>

(2) 規約又は会則

(3) 役員名簿及び会員名簿

(4) 活動実績又は活動計画書

3 申請書等の提出先

春日井市市民活動支援センター（ささえ愛センター）

（春日井市春見町3番地）

電話 0568-56-1943 午前9時～午後9時30分

※休館日の受付はできません。

郵送やメールによる届出はできません。

なお、申請書等に基づき申請内容等をお伺いすることがありますので、ご了承ください。

4 掲載できる情報

（別紙2）参照

(別紙1)

かすがい市民活動情報サイト情報発信会員の登録要件は次のとおりです。

(1) 市内を中心に次に掲げるいずれかの活動を行っている団体であること。

- ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- イ 社会教育の増進を図る活動
- ウ まちづくりの推進を図る活動
- エ 観光の振興を図る活動
- オ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- カ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- キ 環境の保全を図る活動
- ク 災害救援活動
- ケ 地域安全活動
- コ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- サ 国際協力の活動
- シ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ス 子どもの健全育成を図る活動
- セ 情報化社会の発展を図る活動
- ソ 科学技術の振興を図る活動
- タ 経済活動の活性化を図る活動
- チ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ツ 消費者の保護を図る活動
- テ アからツまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(2) 営利を目的とせず、自発的に行う公益性を有する活動を行う団体であること。

ただし、その活動が次のいずれにも該当しないものとします。

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- エ 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動

※その他、かすがい市民活動情報サイトトップページの最下部にある「利用規約」をよくお読みください。

(別紙2)

情報発信会員がサイト上に掲載できる情報については次のとおりです。

- (1) 情報発信会員は、営利を目的とせず、自発的に行う公益性を有する活動に関する情報を掲載することができる。
- (2) 前項の情報を掲載するときは、予め市長の認定を受けなければならない。
- (3) 前2項にかかわらず、次に掲げる活動に関する情報は、掲載することができないものとする。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

エ 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動

オ 法令に反する活動

カ 公序良俗に反する活動

キ 自己、特定の者、特定の団体のみ利益を図る活動

ク サイトの運営を妨害する活動

ケ 社会貢献を目的としない営業活動

コ その他市長が適当でないと判断する活動